

令和6年8月28日

壱岐市教育委員会
教育長 山口 千樹 様

壱岐市社会教育委員会
委員長 長岡 信一

諮問事項(2)「令和7年度から令和11年度までの5年間における
本市の社会教育の在るべき姿」について
(答申)

令和5年10月17日付け5壱社第698号で壱岐市教育委員会から諮問を受けました標記につきまして、別紙のとおり答申いたします。

「令和7年度から令和11年度までの5年間における
本市の社会教育の在るべき姿」について
(答申)

令和6年(2024年)8月

壱岐市社会教育委員会

趣 旨

本市においては、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育施策を取り巻く状況が変化しています。その変化を踏まえ、魅力ある教育施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間における「壱岐市教育振興基本計画」を策定するにあたり、本市の社会教育のあるべき姿について、下記のとおり答申します。

記

- 1 生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の場を提供すること。
- 2 「誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に親しみ、楽しむスポーツ」を生涯スポーツととらえ、「するスポーツ」と「みるスポーツ」、そして「支えるスポーツ」三つに分類し、その振興を図ること。
- 3 各種文化団体、サークルの活動を支援するとともに、地域に根ざした特色ある芸術・文化を創造し、次世代に継承する環境づくりに努めること。
- 4 家庭・学校・地域・関係団体等の相互ネットワークの強化に努めることにより、青少年の健全育成を図ること。
- 5 その他
 - (1) 諮問(1)「これからの中学校部活動の在るべき姿」に対しては、提出した答申書に基づき地域移行を進めること。
 - (2) 社会教育関係団体に対し必要な指導助言を行い、組織力強化と団体自立に向けた支援を行うこと。また、社会教育関係職員を研修会に参加させ資質向上を図ること。

〇はじめに

「第1期壱岐市教育振興基本計画」を策定するに当たり、「令和7年度から令和11年度までの5年間における本市の社会教育のあるべき姿」について、答申書をまとめることになりました。

まず、教育振興基本計画については、壱岐市の教育方針、教育努力目標、及び国の「第4期教育振興基本計画」、県の「第4期長崎県教育振興基本計画」を参酌すると共に、本市の「第4次壱岐市総合計画2025～2029」との整合性を確保することが必要だと確認しました。

次に、各種計画の根底に必要なこととして、「SDGsの考え方」と「Wellbeing(ウェルビーイング)の考え方」の二つがあると考えました。

具体的には、「誰ひとり取り残さない持続可能な社会」づくりに向けた次のような観点が大事だと思います。

- 〇誰ひとり取り残さない持続可能な子どもの幸せを
- 〇誰ひとり取り残さない持続可能な女性の平等な社会参加を
- 〇誰ひとり取り残さない持続可能な高齢者の豊かな日々を
- 〇誰ひとり取り残さない持続可能な住民の安心安全な暮らしを
- 〇誰ひとり取り残さない持続可能な元気なふるさとを など

二つ目は、「ウェルビーイング」の考え方で、世の中の風潮が、金銭で満たせる瞬間的な幸福だけでなく、「充実した人生」「満足できる生き方」といった持続的な幸福を追い求める流れに変わったことで、様々な状態を含めて「良い」と思えるウェルビーイングの考えが広まっています。

経済的な豊かさだけでなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

また、「生涯学習」と「社会教育」の概念(イメージ)を明確にすることと、「生涯スポーツ」の概念を明確にする必要に迫られました。

「生涯学習」と「社会教育」の概念(イメージ)には、色々な考え方がありました。各県の教育委員会の考え方や広島大学の教授の考えを参考に、内容の中で示している「イメージ図」が、妥当性があると考えました。

「生涯スポーツ」についても、本文の中で示している通りです(文科省の考え方)。

答申書の構成は、次の通りです。

趣旨

〇 はじめに

- 1 壱岐市の教育方針
- 2 壱岐市の教育努力目標
- 3 計画策定の趣旨 (1)教育振興基本計画とは (2)教育振興基本計画の位置づけ (3)生涯学習と社会教育の概念について (4)生涯スポーツの概念
- 4 社会教育活動における現状と課題について (1)生涯学習の推進 (2)生涯スポーツの振興と環境づくり (3)芸術・文化のまちづくり (4)青少年の健全育成 (5)その他
- 5 課題に向けた解決方策について(項目は、4と同じ)

〇 おわりに

1 壱岐市の教育方針

壱岐市の教育は、郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を愛し守るとともに、生命の尊重と個人の尊重を重んじ、公共の精神を身につけ、社会の平和と発展に貢献できる、調和のとれた心豊かな市民の育成を目指す。

学校・家庭・地域・行政が、「教育のしま壱岐」の確立のための役割と責任を認識し、ともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指す。

とりわけ教育に携わるものは、子どもの命と未来を預かる立場にあることを自覚し、深い教育愛と強い使命感をもち、自ら研究と修養に励み教育者として高い識見と優れた実践的指導力を身につけ、本市教育の充実発展に努めなければならない。

2 壱岐市教育努力目標

- (1) 豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもを育てる学校教育の実現
- (2) 郷土を愛し学ぶ姿勢を育てる生涯学習の推進
- (3) 差別や偏見を決して許さない人権教育・同和教育の推進
- (4) 生命尊重の意識と社会規範を身につけた健全な青少年の育成
- (5) 豊かな郷土文化の振興と文化財愛護思想の啓発
- (6) 健康で活力ある心と体を育てる体育・スポーツの振興

3 計画策定の趣旨

(1)教育振興基本計画とは

「第1期壱岐市教育振興基本計画」は、国が2023年に策定した「第4期教育振興基本計画」及び長崎県が2024年に策定する「第4期長崎県教育振興基本計画」を参酌しながら、2024年に策定します。本計画は、家庭教育分野、就学前教育分野・学校教育分野、社会教育分野における本市の施策を体系化したものになります。

また、壱岐市では、市が策定するすべての行政計画の最上位に位置するものとして、「第4次壱岐市総合計画2025～2029」を策定します。そこで今般、「第1期壱岐市教育振興基本計画」の内容について、「第4次壱岐市総合計画2025～2029」との整合性を確保し、本市教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標と取り組むべき施策の体系を明示し、「第1期壱岐市教育振興基本計画」として策定するものです。

(2)教育振興基本計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興基本計画であり、本市の教育方針である。「教育のしま・壱岐」をめざし、「第4次壱岐市総合計画2025～2029」と整合を図りながら教育施策を実現するための教育分野における計画です。

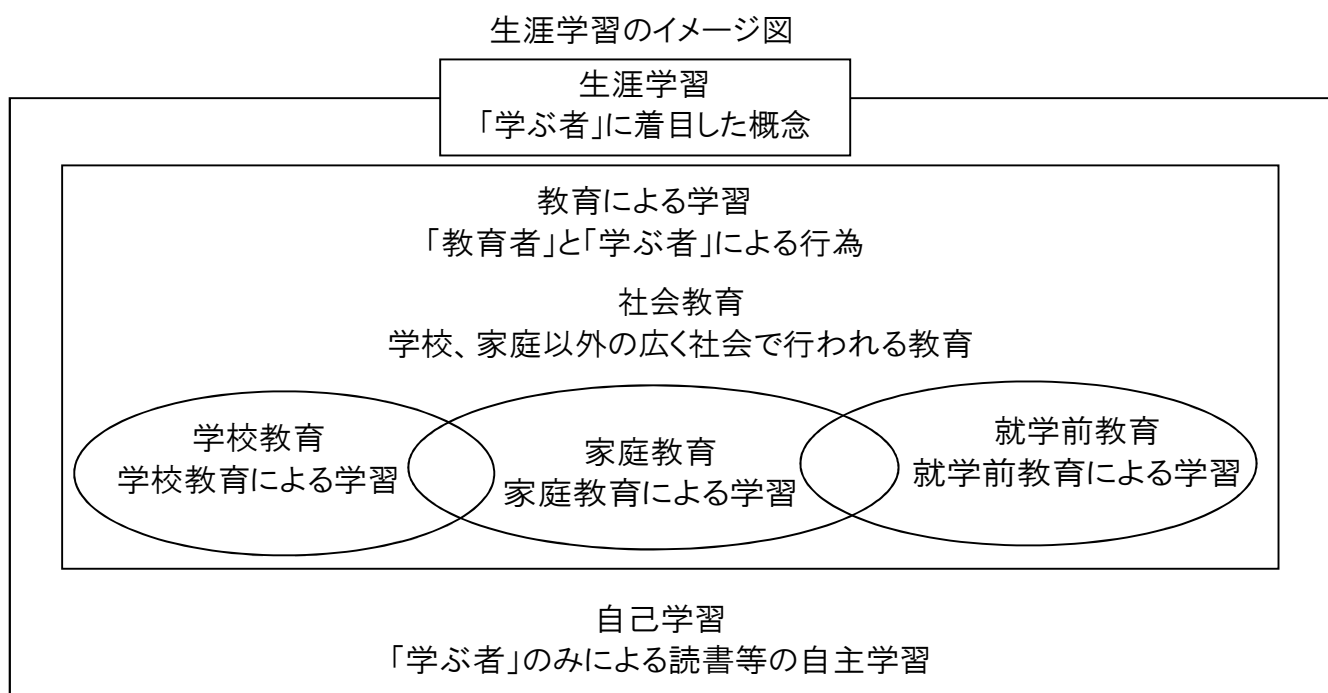
教育基本法第17条第2項

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(3)生涯学習と社会教育の概念について



一人の人間が一生の間に、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育という四つの教育の場面と自己学習で、何度も繰り返し学び続けることで成長し続ける様子を生涯学習という。生涯学習は理念であり、社会教育という実態を伴うことで学びの社会が生まれる。

様々な場での学びの繰り返し＝生涯学習

教育基本法第三条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習の考え方は、いろいろあるが、国民(県民・市民)の学習活動という視点で捉えると、生涯学習とは、「人が生涯にわたって学ぶこと、乳幼児期から高齢期まで、生涯のあらゆる時期に行われる学習活動」という意味になる。

生涯学習は、自分自身や生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会を作るなど、個人のためにも社会のためにも大切なものである。

一人一人が、自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行うことが生涯学習活動の特性である。

社会教育とは、「学校・家庭以外の広く社会で行われる教育」である。

教育基本法(社会教育)

第十二条 人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(社会教育の定義)

社会教育法第二条

この法律において「社会教育」とは、学校教育法(省略)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(省略)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

また、社会教育とは、人々の自発性や学習欲求を尊重しながら展開されるものである。

さらに、「社会教育」は、多様な主体により、様々な機会で行われるが、学習の拠点となる代表的な社会教育施設としては、公民館、図書館、博物館、青少年社会教育施設等がある。

これに対して、「生涯学習」は、学習者の視点から捉えると、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、自己学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象としているといえる。

言い換えると、生涯学習は、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、自己学習を含む理念である。そして、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育のつながりの中で具現化される、学びと成果活用の繰り返しによって、ようやく生涯学習の理念が実現されるのである。

(4)生涯スポーツの概念

ア 生涯スポーツとは

本市では一人一人のライフスタイルや年齢、性別、体力・運動能力、健康状態、興味等に応じて、「誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に親しみ、楽しむスポーツ」を「生涯スポーツ」ととらえ、その中身を、競技スポーツをはじめ、ウォーキングやジョギング、レクリエーション等の軽い運動を含めた幅広い分野の活動を、「するスポーツ」と「みるスポーツ」、そして「支えるスポーツ」の三つに分類し、その振興を図る。

(ア)「するスポーツ」

主に健康の保持増進や心身のリフレッシュ、運動不足の解消や運動不足からくる種々の疾病予防等の観点からおこなわれる「日常生活型スポーツ」から、ソフトボールやバレーボール等の勝敗を競い、争う「競技スポーツ」、就学時期おこなわれる「学校体育・スポーツ」までを「するスポーツ」として分類する。

(イ)「みるスポーツ」

「するスポーツ」を応援するといった身近なものから、競技スポーツやレジャースポーツを実際に競技施設やテレビ、ラジオなどのメディアを通じて「みる・きく」ことにより、そのスポーツへ共に参加し、楽しむことを「みるスポーツ」として分類する。

(ウ)「支える(育てる)スポーツ」

身近な競技的なスポーツイベントの企画・運営に携わったり、ボランティアとして共に参加したりして、スポーツに関わる楽しみ・喜びを分かち合う人もいる。「するスポーツ」「みるスポーツ」を支える(育てる)ことで、自らスポーツに参加し、楽しむことを「支える(育てる)スポーツ」として分類する。

4 社会教育活動における現状と課題について

(1)生涯学習の推進

ア 生涯学習講座の充実

(ア) 中央公民館の講座が市民のニーズ・要望に応じたものになっておらず、地区公民館の活動も不十分である。

イ 自主サークルの育成・活動支援

(ア) 自主サークルの育成への支援・援助が不十分である。

ウ 情報発信強化

(ア) 壱岐市公民館講座や自主サークルの講座名や内容等の市民への周知が不十分である。

エ 新図書館の整備推進

(ア) 生涯学習の観点から見ると、新図書館の整備が遅れている。

オ 公民館等の既存施設の維持管理

(ア) 各施設・設備の整備・充実が不十分である。

(2)生涯スポーツの振興と環境づくり

ア スポーツ施設・設備の機能強化

(ア) あらゆるスポーツ施設・設備の補修・整備が不十分である。

(イ) 少子高齢化により中年層・高齢層の教室やスポーツが低迷している。

(ウ) スポーツ人口が減少している。(特に若い人たちのスポーツ離れが進んでいる。)

イ スポーツ大会・スポーツ教室開催

(ア) スポーツ関係機関・団体等との連携によるスポーツの普及拡大が不十分である。

(イ) 生涯スポーツの環境づくりが不十分である。

ウ 軽スポーツ・ニュースポーツの普及

(ア) 軽スポーツ・ニュースポーツがどんなものかの周知が不十分である。

エ スポーツ団体・指導者の育成

(ア) 各スポーツ団体が自主運営できるようになるための指導者の発掘と育成が不十分である。

オ 今、健康づくり運動がさかんに開催されているが、関係部局との連携は不十分である。

カ 社会体育施設の有効利用と使用料の統一がなされていない。

(3)芸術・文化のまちづくり

ア 芸術・文化鑑賞・発表機会の充実

(ア) 本格的な芸術・文化鑑賞の機会が以前と比べ減少しており、計画されても市民への周知が不十分である。

イ 芸術・文化団体の育成・活動支援

(ア)市内芸術文化活動に関わる会員が高齢化し減少している。

ウ 文化施設の機能強化と適切な運営管理

(ア) 市内の文化施設の設備が老朽化している。

エ ふるさとへの誇りを育む文化芸術の振興と次世代への継承

(ア) 壱岐独特の民謡や舞踊の次世代への継承活動が不十分である。

オ 社会教育施設の有効利用と使用料の統一がなされていない。

(4)青少年の健全育成

ア 青少年の健全育成活動の推進

(ア) 各地区の「青少年健全育成協議会」の活動をする上で、関係団体との連携が不十分である。

(5)その他

ア 中学校の部活動地域移行の推進

(ア) 地域の受け皿の確保が難しい。

(イ) 活動場所の確保が難しい。

(ウ) 保護者の負担増になることが考えられる。

(エ) 勝利至上主義になり、指導が過熱化することが考えられる。

(オ) 行政が果たす役割の増加が起こる。

イ 社会教育委員・スポーツ推進委員の職務や活動内容等についての研修が不十分である。

ウ 社会教育関係団体への指導が不十分である。

エ 公民館や婦人会など社会教育関係団体への対応が不十分である。

オ 類似公民館(自治公民館)の活動が停滞している。

カ 行事をすることが目的になっているので、地域行事への参加者が減少している。(行事が何のために開催されているかの説明が不十分である。)

キ 教育委員会の職員と公民館主事の研修が不十分である。

ク 社会教育関係団体・組織が脆弱になっている。

5 課題に向けた解決方策について

(1)生涯学習の推進

ア 生涯学習講座の充実

- (ア) 生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の場を構築すること。
- (イ) 市民の要望・ニーズに応じた講座内容の充実を図ること。

イ 自主サークルの育成・活動支援

- (ア) 市民が主体となった生涯学習のまちづくりを図るため、自主サークル及び指導者の育成・活動支援を行うこと。

ウ 情報発信強化

- (ア) 生涯学習への取組を推進するため、公民館教室や自主サークルの情報発信の強化に努めること。
- (イ) 幅広い手段を用いて市民への周知を図ること。

エ 新図書館の整備推進

- (ア) 生涯学習の拠点となる新図書館の整備に向けた図書館整備基本計画を策定し、官民連携による実現を目指すこと。
- (イ) 学習をする人のために、新図書館の設備を計画的に進めること。

オ 公民館等の既存施設の維持管理

- (ア) 多様化する生涯学習ニーズに対応した施設・設備の整備を図るとともに、各施設間の情報ネットワークを構築し、住民参加意識の高揚・利便性の向上を図ること。
- (イ) 公立公民館において市民の安心安全な暮らしを守るための整備をすること。

(2)生涯スポーツの振興と環境づくり

ア スポーツ施設・設備の機能強化

- (ア) 安全な利用と多様化する市民ニーズに対応できるよう、施設・設備の計画的な整備・運営に努めること。
- (イ) スポーツ推進委員の職務内容についての研修会を行うこと。

イ スポーツ大会・スポーツ教室の開催

- (ア) スポーツ関係機関・団体等との連携によるスポーツの普及拡大を図ること。
- (イ) 生涯スポーツの環境づくりを目指し、各種スポーツ教室・講座の開設に努めること。
- (ウ) なぜ、スポーツ大会を開催するか大会の趣旨、目的を明確に説明すること。

ウ 軽スポーツ・ニュースポーツの普及

- (ア) 年代や障害の有無に関わらずスポーツを楽しむことができるよう、軽スポーツ、ニュースポーツの普及に努めること。
 - (イ) 市民に対して、軽スポーツ・ニュースポーツについて周知・啓発活動をすること。
- ※軽スポーツ・ニュースポーツ … モルック、レクボッチャ、グランドゴルフ、ペタンクなど

エ スポーツ団体・指導者の育成

- (ア) 生涯スポーツの充実を目指し、指導者の養成・確保や関係団体の育成を図るとともに、各種大会や講座の開設等に努めること。
- (イ) スポーツ団体の望ましい運営が出来るように支援すること。(指導者の育成等)

(3)芸術・文化のまちづくり

ア 芸術・文化鑑賞・発表機会の充実

- (ア) 優れた芸術・文化に触れる機会や交流の場の提供に努めること。

イ 芸術・文化団体の育成・活動支援

- (ア) 文化協会等、各種文化団体・サークルの活動を支援するとともに、地域に根ざした特色ある芸術・文化を創造し、次世代に継承する環境づくりに努めること。
- (イ) 各種団体の望ましい運営が出来るように支援すること。(指導者の育成等)
- (ウ) 新会員の募集方法等の工夫のあり方について、各団体の相談にのること。

ウ 文化施設の機能強化と適切な運営管理

- (ア) 島外の施設も含めた各地の文化施設のネットワークを構築し、文化施設の積極的活用を促進すること。
- (イ) 市民ニーズに対応した機能強化や安全な利用のための施設の改善に取り組むこと。

エ ふるさとへの誇りを育む文化芸術の振興と次世代への継承

- (ア) 子どもたちが文化芸術を通して、故郷の良さを再発見できるような取組を行うこと。
- (イ) 壱岐独特の民謡や舞踊等が、次世代へ継承されるような手立てをとること。

(4)青少年の健全育成

ア 青少年の健全育成活動の推進

- (ア)家庭・学校・地域・関係団体等の相互ネットワークの強化に努めること。

(5)その他

ア 中学校の部活動地域移行の推進

- (ア)「地域の受け皿」を確保するための方策
地域移行の目的を理解した適切な地域の受け皿が主体になること。
- (イ)「活動場所を確保」するための方策
希望する生徒が活動できる十分な活動場所が確保されること。
- (ウ)「保護者の負担軽減」のための方策
希望する生徒が参加できるように保護者の負担の軽減が図られること。
- (エ)「指導の過熱化を防止」するための方策
生徒の心身の健全な育成のために指導の過熱化が防止されること。
- (オ) 行政の役割を果たすための方策
保護者や地域とともに生徒を育成するために行政の役割を果たすこと。

イ 社会教育委員・スポーツ推進委員の職務や活動内容等についての研修が不十分である。

(ア) 社会教育委員・スポーツ推進委員の職務や活動内容等についての研修を行うこと。

ウ 社会教育関係団体への指導が不十分である。

(ア) 団体・組織の役割や目的を説明すること。

(イ) 役割や目的を説明する担当者(社会教育課の主事含む)の研修を実施すること。

エ 公民館や婦人会など社会教育関係団体への対応が不十分である。

(ア) 各社会教育関係団体の加入者を増やす努力をする共に、後継者の人材育成に力を入れること。

(イ) 教育委員会と地区の公民館主事と地域の人たちとの意思疎通を図る会議をしっかりと開催すること。

(ウ) 行政が既存の社会教育関係団体・組織を大切にすること。

(エ) 行政が公民館や婦人会等を社会教育関係団体として尊重すること。

オ 類似公民館(自治公民館)の活動が停滞している。

(ア) 市の公民館大会のあり方等を工夫して開催することで、他の類似公民館の活動を知る機会をつくること。

カ 行事をすることが目的になっているので、地域行事への参加者が減少している。(行事が)何のために開催されているかの説明が不十分である。

(ア) 各自治公民館の体育部やスポーツ推進委員、社会教育主事等の話し合い活動をしっかり行うことで目的等を明確にすること。

(イ) 勝負にこだわることなく、体を動かすことやみんなと楽しく過ごすことを伝える。

キ 教育委員会職員と公民館主事の研修が不十分である。

(ア) 教育委員会職員と公民館主事の職務や活動内容についての研修を行うこと。

ク 社会教育関係団体・組織が脆弱になっている。

(ア) 団体・組織の役割や目的を説明すること。

(イ) 役割や目的を説明する担当者(社会教育課の主事含む)の研修を実施すること。

(ウ) 教育委員会と地区の公民館主事と地域の人たちとの意思疎通を図る会議をしっかりと開催すること。

〇おわりに

原案検討委員会を開催する中で、社会教育の領域の広さや様々な考え方があるのだということを感じました。

「社会教育の現状と課題」を洗い出すときも、どの項目を最初に持ってくるか、これは課題になるのか、あまりに多くの課題でどのようにまとめるか、など大変時間がかかりました。同じテーマを1回で終わらず、2回話し合うということもありました。

しかし、色々な意見・考え方を出してもらうことが大事だと考え、発言を止めたり、時間を制限したりしないで、可能な限り話し合いの時間を確保してきたつもりです。

原案検討委員のみなさんには、何回も夜の会に出席していただき、真剣に論議していただきましたことに感謝いたしております。

答申書の内容は、あまり複雑にしないで、すっきり分かりやすくしたいと考えていました。問題点についても、出た意見を全部載せることは出来ませんので、どれとどれが同じ内容か、どのような言葉でまとめるかなどに苦労いたしました。

このことは、課題に向けた解決方策についても同じような困難さを感じました。全体研修会でも、貴重な意見を出していただき、修正することで、少しでも質の高い答申書になったのではないかと思います。

委員すべての皆様にねぎらいとお礼の言葉を申し上げたいと思います。

また、事務局の古賀課長補佐には、的確な議事録を素早く作っていただいたり、発言内容をまとめたり、委員長との打合会にも何回も応じていただいたことに感謝いたしております。

一応、答申書はできあがりでしたが、内容的にどうなのか、抜け落ちているところが多いのではなかろうかと危惧いたしております。

抜け落ちているとしたら、学校(保育園、幼稚園、認定こども園、小中高等学校等)との連携の点だと思っています。

「人を育み、人を育て、まちを元気にすることが社会教育のミッションである。」ことを思えば、学校は地域の中核となる場所(いわゆるプラットフォーム=多くの人が集まる場所)です。地域学校協働活動等が直接的に地域の活性化につながる活動だと思っています。

最後に、この答申書が教育振興計画の策定に、少しでも役立つことを期待しておわりのことばとします。

壱岐市社会教育委員会
委員長 長岡 信一

(1) 答申に向けた協議経過

令和6年1月17日	第3回社会教育委員会原案検討委員会で、諮問(2)「令和7年度から令和11年度までの5年間における本市の社会教育の在るべき姿」に対する原案検討委員会の委員を決める。
令和6年2月17日	第4回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめる。
令和6年2月26日	各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめる。
令和6年3月6日	委員長、事務局で各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめ整理する。
令和6年3月11日	答申書(案)を修正し、第5回社会教育委員会原案検討委員会の進め方を確認する。
令和6年3月15日	第5回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、答申書(案)を提案する。検討委員に対して「社会教育活動における現状と課題」について意見を求めたが、取りまとめた現状と課題について同意が得られなかったため、再度、提出してもらう。
令和6年3月25日	各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめる。
令和6年3月26日	委員長、事務局で各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめ整理する。
令和6年4月15日	委員長、事務局で各委員から提出された「社会教育活動における現状と課題」を取りまとめ整理する。
令和6年4月19日	第6回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、答申書(案)を提案する。検討委員に対して「課題解決の方策」について意見を求める。
令和6年4月30日	各委員から提出された「課題解決の方策」を取りまとめる。
令和6年5月1日	委員長、事務局で各委員から提出された「課題解決の方策」を取りまとめ整理する。
令和6年5月9日	第7回社会教育委員会原案検討委員会を開催し、答申書(案)を提案する。検討委員に対して「課題解決の方策」について意見を求める。
令和6年5月20日	委員長、事務局で各委員から提出された「課題解決の方策」の修正内容を確認する。
令和6年5月23日	第8回社会教育委員会原案検討委員会を開催。修正した答申書(案)を提出し、意見を求める。
令和6年5月30日	委員長、事務局で修正内容を確認する。
令和6年6月17日	社会教育委員会自主研修会(全員参加)で答申書(案)を説明し内容を協議する。
令和6年8月28日	竜崎市教育委員会へ答申書を提出する。

(2)社会教育委員会への諮問について(依頼)

5巻社 第698号

令和5年10月17日

彦岐市社会教育委員会

委員長 長岡 信一 様

彦岐市教育委員会

教育長 山口 千樹



社会教育委員会への諮問について(依頼)

下記のとおり諮問いたしますので、協議のうえ答申をお願いします。

記

1 諮問事項

- (1)これからの中学校部活動の在るべき姿
- (2)令和7年度から令和12年度までの5年間における、本市の社会教育の在るべき姿

2 諮問理由

- (1)国や県は令和7年度から、中学校の部活動の指導を学校から地域に移行することとしており、本市の中学校の部活動指導の在り方について、ご意見を頂きたい。
- (2)本市では令和6年度中に「教育振興基本計画(令和7～12年)」を策定する予定であり、その中で示すべき本市の社会教育の在り方について、ご意見を頂きたい。

3 答申時期

- (1)令和6年3月末まで
- (2)令和6年6月末まで

(3) 壱岐市社会教育委員会名簿

壱岐市社会教育委員会委員名簿

(委員長:長岡 信一 副委員長:福田 豊治)

推 薦 団 体	氏 名	
学校代表(中学校)		よこやま とき こ 横山 時子
学校代表(小学校)		いけうち やすあき 池内 靖明
老人クラブ代表		すえなが えいこう 末永 榮幸
スポーツ協会代表		お ぜき たか と 尾関 孝人
地域婦人会代表		いちやま とみ こ 市山 富子
青年団連絡協議会代表	R5.4.1～R6.3.31	はまぐち たくと 濱口 拓斗
	R6.4.1～	まつしま なおや 松嶋 直哉
公民館連絡協議会代表	R4.4.1～R6.3.31	やまかわ ゆうじ 山川 勇二
	R6.4.1～	お さだ ともたか 長田 智貴
文化団体代表		わかみや たいじ 若宮 泰治
青少年健全育成協議会代表	R5.4.1～R6.3.31	ながしま としや 長嶋 敏也
	R6.4.1～	シノザキ タツヒロ 篠崎 竜大
PTA連合会代表		わたの たけし 渡野 剛
学識経験者		ながおか しんいち 長岡 信一
学識経験者		ふくだ とよじ 福田 豊治
学識経験者		まえだ とみ 前田 登美
学識経験者		なかや ただし 中谷 忠司
学識経験者		おおかわ のりこ 大川 典子

(4) 参考資料

- ア 教育基本法第17条第2項(教育振興基本計画)
- イ 第4期長崎県教育振興基本計画(素案)
- ウ 第4次壱岐市総合計画
- エ 「つながり」で目指す 持続可能なふるさとづくり 江頭明文 著
- オ 数県教育委員会の考え方を参照
- カ 住民参画による社会教育の展開-社会教育委員のあゆみと役割
企画監修/社団法人全国社会教育委員会連合